

「第 10 期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託」 質疑に対する回答

No.	該 当 箇 所	質 問 事 項	回 答
1	「第 10 期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」4－(2) アンケート調査の実施	「①高齢者日常生活圏域ニーズ調査」及び「②在宅介護実態調査の分析」の郵送調査は通し番号を調査票に付するなど被保険者番号と結び付けて実施するのか。	① 及び ②の郵送による調査に関しては、両調査とも整理番号等を記載し、被保険者番号と結び付けて実施する方向で検討しています。
2	「第 10 期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」4－(2) の②在宅介護実態調査の分析	【在宅介護実態調査の実施概要】欄に調査数 1 種、500 票（回収率 60%見込み）とあるが、この実施内容について具体的にご教示願いたい。	在宅介護実態調査については、在宅で生活している要支援・要介護認定者を無作為で 500 人抽出し、郵送で送付します。その内、回収率 60%見込みの 300 票を回収見込みとしております。同時に、訪問調査員による調査を 200 票実施し、郵送と訪問調査を合わせ、合計 500 票程度の回収を見込んでいます。調査票は、700 票程度作成いただくことになります。
3	「第 10 期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」4－(10) 法令改正による計画と整合性の確保	“本市の例規（条例・規則・要項）の条項を指摘すること”とあるが、どのようなものをイメージしているのか。主要な法改正が行われた場合、貴市の、貴市のどの例規に引用されているかという指摘も含まれるのか。	精査対象となる例規は本市のホームページをご参照ください。福祉関連法令が改正された場合、本市例規への影響とその該当箇所について指摘してください。例えば、「●●●法施行規則の第 10 条第 3 項が改正された場合、野洲市〇〇〇〇要項の第 2 条第 1 項に引用されている」というようなことを福祉関連法令及び関連例規全般について随時ご指摘いただくイメージです。成果品としてそれらをまとめたものの納品もお願いします。 福祉関係法令とは e-Gov 法令検索 （ http://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ） の事項別分類索引「社会福祉」の項目に掲載されている全ての法令をいいます。告示や通知・通達は含みません。 例規に関しましては本市のホームページに載っているものすべて

No.	該 当 箇 所	質 問 事 項	回 答
			が対象となります。別添の関連法令・例規を参照願います。
4	仕様書 P1、4.業務内容 (2) アンケート調査の実施について	①日常生活圏域ニーズ調査と②在宅介護実態調査の分析の調査票の郵送費は委託者と受託者のどちらが負担するのか。	仕様書に記載の(必要な経費についても、受託者が負担する)とあるのは、郵送費も含んでおり受託者の負担となります。
5	仕様書 P2、4.業務内容 (2) アンケート調査の実施、③事業所調査の分析について	調査数は「3種 225 票」と記載されているが、「3種」とは事業所の種別により異なる調査票を作成するという認識か。「3種」の具体的な想定があればご教示ください。	「3種」とは、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査になります。
6	プロポーザル実施要領 P3、8.参加申込の手続き (1) 提出書類・必要部数、 ②企画提案書等について	「キ 本市又は他の市区町村から受託した第 8 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画書、第 9 期同計画書」は、冊子ではなくデータを出力してホチキス留めしたものでよいのか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書 P1、4.業務内容 (2) アンケート調査の実施について	各調査票のページ数の想定はあるのか。また、発送用封筒、返信用封筒のサイズの指定はあるのか。	高齢者日常生活圏域ニーズ調査は、約 15 ページ、在宅介護実態調査は、約 10 ページを想定しています。 発送用封筒は角形 2 号封筒、返信用封筒は長形 3 号封筒になります。
8	仕様書 P2、4.業務内容 (2) アンケート調査の実施、③事業所調査の分析について	調査方法は電子メールによる実施とあるが、WEB を使用した方法等の実施は想定していないのか。	本業務は電子メールによる実施を想定していますが、WEB でのアンケート調査の提案があれば、内容によっては協議の上、採用をすることもあります。

No.	該 当 箇 所	質 問 事 項	回 答
9	仕様書 P3、4.業務内容 (8) 介護保険運営協議会の運営支援について	計画内容を審議するために設置される介護保険運営協議会（5 回程度）の運営について、2 年間を通しての実施回数になるのか。	お見込みのとおり、介護保険運営協議会に出席いただくのが、2 年間に 5 回程度となります。この他に、ZOOM 等オンラインで出席を依頼する場合があります。
10	仕様書 P4、5.成果品について	上記データ式とあるが、CD-R での納品を想定しているか。 また、法令引用例規一式、情報提供資料一式とあるが、どのような形式での納品を想定されているのか。	成果品について、データ式と記載しておりますが、最終の成果品は、CD-R で納品をお願いします。業務を進めるうえで、データでのやり取りをさせていただく場合も想定しています。 また、法令引用例規等の形式については、質問項目のNo.3 に回答している内容になります。受託者から情報提供される資料の形式は、紙媒体やデータ等、提供方法は問いません。